

大津市交通安全条例の逐条解説

令和4年3月

大津市

目次

第1条	目的	2
第2条	定義	3
第3条	基本理念	4
第4条	市の責務	5
第5条	道路を通行する者の責務	6
第6条	市民等及び事業者の役割	7
第7条	道路交通環境の整備等	8
第8条	広報及び啓発	9
第9条	子どもの事故の防止	10
第10条	高齢者の事故の防止	11
第11条	自転車による事故の防止	12
第12条	交通安全施策の充実に係る情報収集等	13
第13条	交通安全の確保に関わる人材の育成等	14
第14条	交通事故被害者等に対する支援	15
第15条	大津市交通安全対策会議	16
第16条	安全点検期間	17
第17条	表彰	18
第18条	財政上の措置	19
第19条	委任	20
附 則		21

(目的)

第1条 この条例は、本市の区域における交通の安全（以下「交通安全」という。）に関し、基本理念を定め、並びに市及び道路を通行する者の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、交通安全の確保に関する施策（以下「交通安全施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、交通安全施策を総合的かつ計画的に推進し、もって交通事故のない安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

大津市では、交通事故の絶滅を期するため、昭和40年9月に「交通安全都市宣言」、昭和62年6月に「交通安全教育都市宣言」を決議しました。宣言では、市の責務として、人命の尊重を基本理念に、市民の生命の安全確保を図るための交通安全施設の整備、モラルの高揚、交通安全教育の徹底に取り組んできました。

しかしながら、大津市における交通事故の発生件数と死傷者数はともに減少傾向にあるものの、死者数は横ばいであり、今なお悲惨な事故はあとを絶っておりません。

そこで、本条例は、交通事故のない安全で安心な地域社会を実現するために、

- ① 交通安全に関する基本理念を定めること
- ② 市や道路を通行する者の責務を明らかにすること
- ③ 市民等、事業者の役割を明らかにすること
- ④ 交通安全施策の基本となる事項を定め、総合的かつ計画的に推進すること

を目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住する者（以下「市民」という。）及び通勤、通学、観光旅行等により市内に滞在する者をいう。
- (2) 交通安全要配慮者 子ども、妊産婦、高齢者、障害者その他の交通安全の確保を図る上で特に配慮を要する者をいう。
- (3) 交通安全団体 地域において交通安全に関する広報及び啓発その他の活動を行う団体をいう。

【解説】

(1) 市民等

本市の交通の安全は、市民に限らず、通勤、通学、観光旅行等で市内の道路を通行する全ての方の心がけがあって実現できるものとして定義しました。

(2) 交通安全要配慮者

子ども、妊産婦、高齢者、障害者等は、交通安全の実現において、特に配慮されるべき存在と定義しました。

(3) 交通安全団体

本市が交通安全の広報や啓発に取り組む上で、市民団体等との連携は必要不可欠です。そこで、交通安全の推進に取り組む上で連携していく団体を「交通安全団体」と定義しました。

(基本理念)

第3条 交通安全の確保は、市民等の生命及び身体が最も優先して保護されなければならないという基本的認識の下に、交通安全要配慮者の安全に特に留意しつつ、市、市民等、事業者、関係機関等が相互に連携及び協力を図り、主体的かつ積極的にこれに取り組むことにより行われなければならない。

【解説】

基本理念として3つのポイントを示しています。

- ① 最も優先されるべきは、人命と身体の保護であること
- ② 特に子ども、妊産婦、高齢者、障害者等の交通安全要配慮者の安全が留意されるべきであること
- ③ 市、市民、通勤・通学者、観光旅行者等や、事業者、国、滋賀県、警察、交通安全協会、安全運転管理者協会等の関係機関がお互いに連携・協力し合い、主体的かつ積極的に交通安全の確保に取り組むようになること

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、交通安全施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、交通安全施策の策定及び実施に当たっては、市民等及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、交通安全施策の実施に当たっては、国及び滋賀県（以下「国等」という。）並びに交通安全団体と役割を分担し、国等及び交通安全団体の施策との整合性の確保を図りつつ、緊密な連携の下にこれを行うものとする。

【解説】

市の責務は、基本理念にのっとり、次の3項目としています。

① 交通安全施策を総合的に策定・実施

大津市では、これまでも交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、5年ごとに「大津市交通安全計画」を策定し、交通安全施策に取り組んできました。

こうした取組みを活かし、本条例の第7条（道路交通環境の整備等）以降に定めている基本的な施策を踏まえて「大津市交通安全計画」を策定し、総合的に実施していきます。

② 市民等及び事業者の意見の反映

「大津市交通安全計画」の策定と実施にあたっては、積極的に市民等や事業者からの意見を反映させていきます。

「必要な措置」とは、これまで取り組んできた学区要望等の仕組みに加え、さらに、広くご意見をお伺いする仕組みも検討していきます。

③ 国・滋賀県・交通安全団体との役割分担、緊密な連携

交通安全の確保にあたっては、国道、県道を所管する国や滋賀県、また、速度規制や横断歩道、信号機の設置を所管する警察との緊密な連携が不可欠です。

さらに、交通安全協会、安全運転管理者協会等の団体とも連携を図り、総合力で推進することの重要性を明記しています。

(道路を通行する者の責務)

第5条 道路を通行する車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両をいう。以下同じ。）の運転者は、交通安全要配慮者の安全の確保に特に留意しつつ、道路交通に危険を生じさせないように、他の車両、歩行者等の通行状況、時間帯、天候、路面の状態等に応じて、安全かつ適切に運転をしなければならない。

2 道路を通行する歩行者は、スマートフォン等の情報機器の画面に表示された画像を注視するなどの周囲への注意が散漫となる行為を行いながら歩行することによって道路交通に危険を生じさせないようにしなければならない。

【解説】

1 飲酒運転、速度超過、横断歩行者等妨害、妨害運転（あおり運転）、ながらスマホ等は、違法行為です。

しかしながら、未だにこうした違法行為によって悲惨な事故が発生しています。

車両の運転者は、法令遵守はもとより、歩行者や他の車両、特に子ども、妊産婦、高齢者、障害者等の交通安全要配慮者の安全確保に留意し、人に優しい運転を心がける必要があります。

また、時間帯や天候、路面の状態等、危険性を予測し、事故を起こさない運転を心がけることを運転者の責務としています。

※信号機のない横断歩道を横断しようとする歩行者がいる場合、車両の運転者は一時停止が必要です。一般社団法人日本自動車連盟（JAF）の調査によると、一時停止をしていた人の割合の全国平均は約3割と低い状況です（*1）。

2 近年、時間や場所を問わずに利用できるスマートフォンを操作しながら歩く人が多く見受けられます。周囲への注意不足から他の歩行者や車両と接触する可能性の高い、大変危険な行為です。

本条例では、歩行者についても歩きスマホ等の周囲への注意が散漫となる行為を行いながら歩行しないことを責務としています。

*1：一般社団法人日本自動車連盟（JAF）「信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査」（令和3年8月実施）

(市民等及び事業者の役割)

第6条 市民等及び事業者は、基本理念についての理解を深め、日常生活又は事業活動において主体的かつ積極的に交通安全の確保に資する取組を行うよう努めるとともに、市が実施する交通安全施策に協力するよう努めるものとする。

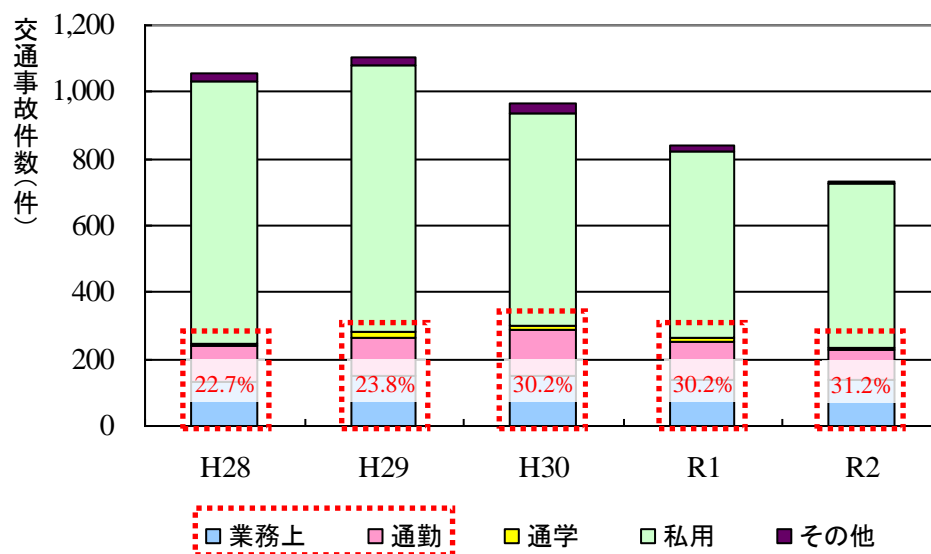
【解説】

交通事故は、誰もが当事者になる可能性があることから、交通事故に遭わない、起こさないために、普段から、一人ひとりが交通安全意識を高め、法令の遵守や交通マナーの実践に努めることが必要です。

この規定では、誰もが基本理念に定める「生命及び身体が最も優先して保護されなければならないこと」という認識の下に、日常生活や事業活動の中で主体的に交通安全の確保に努め、さらに、交通安全意識の高揚を図るため、市が実施する交通安全施策に協力することを市民等と事業者の役割としています。

※通勤や業務中の交通事故の件数は、本市全体の約30%を占めています。(*1)
交通安全の推進における事業者の役割は重要です。

【第1 当事者の通行目的別の交通事故の推移】



*1: 滋賀県警「滋賀の交通」のデータを基に作成

(道路交通環境の整備等)

第7条 市は、安全な道路交通環境を確保するため、国等と連携し、道路及び交通安全施設の保全、整備、改良その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、交通安全要配慮者の安全の確保に特に留意するものとする。

3 市は、市有施設の整備に当たっては、道路の見通しを確保できるように工作物を配置する等の施設及びその周辺における交通安全を確保するための措置を適切に講ずるものとする。

4 市は、市民及び事業者が住宅、事業所その他の施設において前項の措置に準じた取組を行うことを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

1 交通事故を無くし、交通の安全を確保していくには、道路（特に交通事故の多い交差点等）や、ガードレール、カーブミラー、標識、路面表示等の交通安全施設を整備し、良好な状態を維持し、必要に応じて改良していくことが重要です。道路には、国道、県道、市道等がありますので、市は、国、県と相互に連携し、道路交通環境の確保に必要な措置を講じていきます。

2 市は、子どもや妊産婦、車椅子や歩行器を利用する高齢者や障害者等の配慮を要する人に留意して、道路や交通安全施設の維持、管理を行います。

3 施設への出入口は、交通事故が発生しやすい場所です。

そのため、市は、市有施設の建設、改築にあたっては、道路への出入口の見通しが確保できるよう門扉や柵、植栽等の工作物の配置に留意していきます。

また、出入口だけでなく、駐車場や施設の周辺についても見通しを確保し、できる限り交通安全に配慮した施設としていきます。

4 住宅や事業所から植栽が伸びて道路へはみ出したり、柵や看板、植栽等で交差点や出入口の見通しが悪いと交通事故を誘発することになります。

そのため、市は、市民や事業者に対して、周辺の見通しの確保に配慮するよう広報・啓発等の必要な措置を講じていきます。

(広報及び啓発)

第8条 市は、国等及び交通安全団体と連携し、交通事故を生じさせるおそれのある危険な運転の防止、交通事故負傷者を救護するためにとるべき措置その他の交通安全の確保に関して必要な事項について、知識の普及及び意識の高揚を図るための広報及び啓発を行うものとする。

2 市は、前項の広報及び啓発を行うに当たっては、道路交通を取り巻く環境の変化等の社会情勢の変化を踏まえるとともに、多様な言語への対応及び多様な文化への配慮に努めるものとする。

【解説】

1 市は、飲酒運転、速度超過、横断する歩行者の妨害、妨害運転（あおり運転）、ながらスマホといった法令違反はもとより、交通事故発生のおそれがある危険な運転を防止するための広報・啓発に取り組みます。

また、最も優先されるべきは、人命と身体の保護であるという基本理念の下、交通事故負傷者の救護措置等に必要な知識についても、ホームページ、広報紙、出前講座等によって広めていきます。

さらに、街頭啓発等を通じて、市民の交通安全意識が高まるよう取り組んでいきます。

2 交通安全は、自動車等の安全技術の進歩、道路環境の変化、超高齢社会の到来といった社会情勢の変化等に応じて広報・啓発を行うことが重要です。

また、交通安全は道路を通行する全ての人が、日本の交通ルールを理解し、正しい運転、通行に心がけなければ実現できません。言語や文化の異なる外国人の方々にも交通ルールを理解していただけるよう、多言語や多文化に配慮していきます。

※外国人旅行者の宿泊者数は、平成28年から令和元年までは年間20万人前後で推移していました。（令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響により減少しています）外国人居住者は、2015年以降増加しています。

外国人	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
宿泊客数(*1)	20.3万人	20.8万人	20.5万人	19.7万人	2.3万人
居住者数(*2)	3,986人	4,066人	4,276人	4,464人	4,495人

*1：大津市第2期観光交流基本計画で設定した数値目標（KPI）の推移より抜粋

*2：滋賀県作成 住民基本台帳における滋賀県内外国人人口より抜粋

(子どもの事故の防止)

第9条 市は、家庭、学校等において子どもが交通安全に関する理解を深めることにより、交通事故に遭わないための安全な行動をとることができるよう、子どもの発達段階に応じた交通安全教育の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 保護者は、家庭において、その監護する子どもに対し、交通安全に関する知識の習得及び意識の高揚のために必要な教育を行うよう努めるものとする。

【解説】

1 交通ルールや交通マナーは、幼少期から身につけていくことが必要です。交通事故のない社会の実現は、幼い頃からの家庭や学校における交通安全教育が重要です。

そのため、市は、子どもの発達の段階に応じた交通安全教育に取り組みます。

また、子どもと関わる機会が多い保育園や幼稚園の職員、学校の先生、保護者に対しても、情報や研修の場を提供していきます。

2 子どもにとって一番身近で模範となる人は、保護者です。

保護者の皆様が、日頃から交通安全に一層留意して行動していただくとともに、日常生活や家庭の中で交通ルールやマナーを教えていただくことが子どもの事故の防止になります。

(高齢者の事故の防止)

第10条 市は、高齢者が自らの身体機能又は認知機能の変化に係る理解を深めることにより、安全に道路を歩行し、又は車両を運転することができるよう、広報及び啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

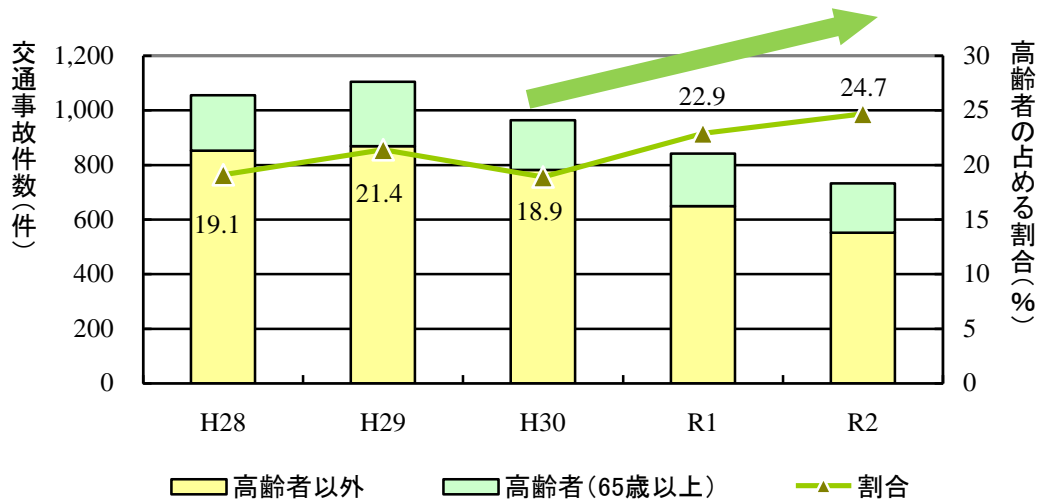
【解説】

交通事故に占める高齢者の割合が増加傾向にあり、特に高齢ドライバーによる重大事故等が社会問題となっています。

そのため、免許返納や車の安全装置の設置等が推奨されていますが、加えて大切なことは、高齢者の方ご自身が、加齢に伴う身体的機能や認知機能の変化によって、「これまでと同じような動作ができなくなってきた」といった変化に気付き、事故防止に努めていただくことが大切です。

そこで本市では、高齢者やその介助者が、身体機能又は認知機能の変化に係る理解を深めていただくことを重点的に、広報啓発に取り組んでいきます。

【高齢者が第1当事者の交通事故の推移】



(自転車による事故の防止)

第11条 市は、自転車に関係する交通事故を防止するため、国等及び交通安全団体と連携し、自転車の安全で適正な利用に関する教育の実施、広報及び啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

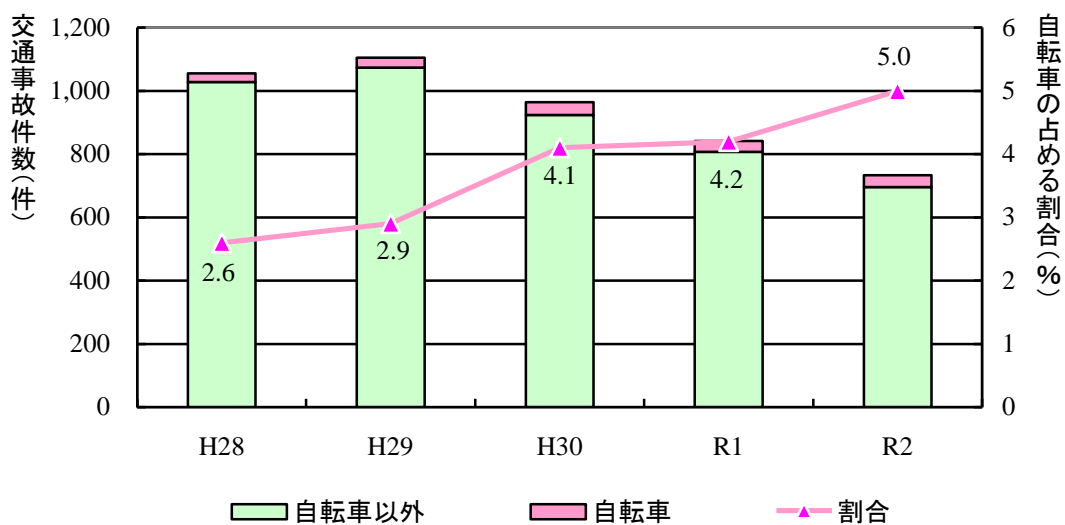
【解説】

自転車は、手軽な移動手段として生活や観光目的での利用が広がっていますが、自動車のように運転免許制度や車検制度がないため、時に危険な運転や整備不良が原因の重大事故が起こっています。

そのため、本市では、自転車事故の防止は特に重要と位置付け、適正な利用のための教育や広報啓発活動、滋賀県の条例で義務付けされている自転車損害賠償保険等の加入(*1)の周知に取り組みます。

※ 本市の交通事故件数は減少傾向が続いていますが、自転車が第1当事者の交通事故の割合は増加しています。自転車は手軽に利用でき、スピードが出やすい乗り物であり、自動車との接触だけでなく、歩行者や自転車同士での接触事故の危険性もあるため、市民や観光客一人ひとりが適正利用に心がけることが重要です。

【自転車が第1当事者の交通事故の推移】



*1：平成28年、「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定され、自転車に関係する交通事故の防止、自転車損害賠償保険等の加入義務が定められました。

(交通安全施策の充実に係る情報収集等)

第12条 市は、国等及び交通安全団体と連携し、交通安全施策を充実させるために必要な情報の収集及び分析並びに調査研究等を行うものとする。

2 市は、交通安全の確保に資する技術について積極的に調査研究を行い、その成果を交通安全施策に反映するよう努めるものとする。

【解説】

1 道路や自動車に新たな技術が導入され、様々な安全対策がとられるようになっていても交通事故は発生しています。今後は、よりきめ細やかな対策が必要であり、例えば、事故の多い交差点等、交通危険箇所の情報を収集し、分析して必要な対策につなげていく必要があります。

また、国において、最新技術も活かした様々な試みが行われており、本市においても導入可能なものについては活用していきます。交通安全団体は、見守り活動等を通じて危険箇所等の様々な情報を保有しており、その情報を安全対策に活かしていきます。

2 道路の維持管理に活用できる技術として、GISや通報システムの活用、AIによる道路点検等があり、こうした科学技術を積極的に取り入れることで、効率的かつ確実な管理が実現できます。

本市では、こうした新技術の動向を注視しながら調査研究を行い、導入可能な技術は本市の交通安全の実現に活用していきます。

※本市では既に、道路の市民通報システム、カメラによる道路点検、市街灯・防犯灯の不点灯通報システム「おおつ市街灯光ラナイくん」等、交通安全の確保に資する技術の活用に取り組んでいます。

(交通安全の確保に関わる人材の育成等)

第13条 市は、交通安全施策の実施に当たり、地域において交通安全の確保及び交通安全に関する啓発活動に関わる人材を育成するとともに、その活動環境の向上のために必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

本市では、交通安全協会の交通指導員、おうみ通学路交通アドバイザー、子ども安全リーダー、PTA、老人会等、様々な方々が、子どもの見守り等の地域の交通安全活動に関わっていただいておりますが、一方、高齢化や担い手の不足、一人ひとりの負担増加等の課題があります。

そこで市は、地域における活動が、将来にわたって継続していただけるよう、地域の担い手の育成や活動しやすい環境づくりに取り組むとともに、交通指導員による交通安全カンガルー教室や交通安全啓発に引き続き取り組んでいきます。

(交通事故被害者等に対する支援)

第14条 市は、交通事故の被害者及びその家族が平穏な生活を営むことができるよう、総合的な支援を行うものとする。

【解説】

交通事故に巻き込まれると、被害者本人や家族は、身体的にも精神的にも大きな傷を負うことになります。

また、高額な医療費の負担を負うことや、けがや後遺症により就労が困難となってしまう場合もあります。

本市では、交通事故に遭われた方やその家族の方が、再び平穏な生活を営むことができるように、様々な相談に対し、関係機関と連携を図りながら対応し、必要な支援に取り組んでいきます。

※本市では、交通事故被害者を含む犯罪被害者等への専門的な支援に向けて、令和2年4月1日に公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センター(*1)と連携協定を締結しています。

*1：滋賀県公安委員会から指定を受けた犯罪被害者等早期援助団体。

(大津市交通安全対策会議)

第15条 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第18条第1項の規定に基づき、大津市交通安全対策会議(以下この条において「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 本市の交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、本市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

3 会議は、会長及び委員20人以内をもって組織する。

4 会長は、市長の職にある者をもって充てる。

5 委員は、第1号から第3号まで及び第6号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命し、並びに第4号及び第5号に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 国の関係地方行政機関の職員

(2) 滋賀県の職員(次号に掲げる者を除く。)

(3) 滋賀県警察の警察官

(4) 教育長

(5) 消防局長

(6) 市職員(前2号に掲げる者を除く。)

6 会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

7 特別委員は、西日本旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

8 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

9 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

本市では、これまでも交通安全対策基本法に基づいて大津市交通安全対策会議を設置し、国や滋賀県の関係機関、滋賀県警察の警察官、市の関係部局や教育委員会、消防局が連携し、交通安全を総合的に推進するための交通安全計画の策定と実施に取り組んできました。

そこで、本条例において、大津市交通安全対策会議を推進体制として位置付けることにより、これまでの取組みの実効性をさらに高め、交通安全を推進していきます。

(安全点検期間)

第16条 市は、通学路等における子どもの交通安全を確保するため、毎年度、市民との協働並びに国等及び交通安全団体との連携の下、通学路等を集中的に点検する期間を設けるものとする。

【解説】

現在、本市では、通学路交通安全プログラムに基づき、国、県、警察、地域が連携して、市内の全小学校の通学路の危険箇所の点検を毎年行っています。

今後は、この取組みを活かし、従来の通学路の点検に合わせて、地域の皆様にも通学路等の安全を確認いただく期間を年度ごとに定めることとしました。

市や関係者だけでなく、市民や事業者の皆様とともに、通学路等の安全点検を進めていきます。

(表彰)

第17条 市長は、交通安全の推進に貢献し、その功績が顕著であると認めるものを表彰することができる。

【解説】

交通安全協会、警察、国、滋賀県では、それぞれの交通安全功労者表彰制度により、長年、交通安全に取り組まれている方々の表彰が行われています。

本市では、こうした表彰制度への推薦等を行ってきましたが、独自の表彰制度を設けることで地域に根ざした活動を顕彰し、さらなる市民による交通安全を推進します。

(財政上の措置)

第18条 市は、交通安全施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

【解説】

交通安全の確保は、人命に関わる重要なものであるとの認識から、条例に定めた様々な施策を途切れなく実施していくために、本条項で財政上の措置を規定するとともに、交通安全基金を創設して、安定的な財源を確保することとしました。

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

【解説】

第15条の大津市交通安全対策会議に関する事等、この条例の施行に必要な事務的な定めは、施行規則として市長が定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(大津市交通安全対策会議条例の廃止)
- 2 大津市交通安全対策会議条例（昭和45年条例第31号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 前項の規定による廃止前の大津市交通安全対策会議条例第1条の規定により置かれた大津市交通安全対策会議並びにその委員及び特別委員は、第15条の規定により置かれる大津市交通安全対策会議並びにその委員及び特別委員となり、同一性をもって存続するものとする。

【解説】

この条例は令和4年4月1日から施行します。

また、第15条に大津市交通安全対策会議の規定を定めたことにより、従前の大津市交通安全対策会議条例は廃止します。

なお、経過措置は、従前の大津市交通安全対策会議条例に基づいて選定された委員や特別委員については、任期期間中は本条例第15条に基づく大津市交通安全対策会議の委員であることを定めたものです。